

## 家庭系パソコンリサイクル



この制度は、パソコン製造事業者（メーカー）等がパソコンを回収・再資源化をするという制度です。

### ◆対象機器

デスクトップパソコン本体、表示装置（ブラウン管式、または液晶式）、ノートブックパソコン、ディスプレイ一体型パソコン。

※標準添付品（キーボード、マウス等）以外は回収対象となり

ませんので、埋立ゴミとして処分して下さい。例）プリンタ、スキャナ等



倒産メーカー品、事業撤退メーカー品、個人輸入品、自作品はメーカーが存在しないため、下記に問い合わせてください。

お問合せ  
窓 口

一般社団法人 パソコン3R推進協会

電話 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091  
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3丁目8番地  
URL ( <https://www.pc3r.jp> ) 中北ビル7F

### ◆依頼方法

- ①まず、製造元メーカーに連絡して、回収の申し込みを行います。
- ②メーカーの委託業者から輸送伝票（エコゆうパック）が送付されます。
- ③パソコンを簡易梱包して輸送伝票を貼り付けます。
- ④梱包したパソコンを郵便局に持ち込むか、郵便局に回収を依頼します。

### ◆費用負担

#### 平成15年10月以降に出荷されたパソコン

購入価格の中にリサイクル費用が含まれています（パソコン送料も含まれています）ので、料金の支払いはありません。またリサイクル料金が含まれているパソコンには右のような「PCリサイクルマーク」が表示されています。



#### 平成15年9月以前に出荷されたパソコン

メーカーに処理を申し込む時にリサイクル料金を支払います（リサイクル料はメーカーによって異なります）。メーカーがリサイクル費用の支払いを確認した後に輸送伝票が送付されます。（後は依頼方法の③④に同じ）

家庭のパソコンを再資源化するPCリサイクルにご協力下さい。

## 高齢者等特別収集1,040円（税込）

次の世帯で処理施設に粗大ゴミを搬入する手段がない場合に収集します。  
①高齢者（70歳以上）のみの世帯、②生活保護世帯、③重度（1、2級）の障害者手帳または重度（A判定）の療育手帳の交付を受けている方がいる世帯。

事前に申込みが必要ですので、住民課（環境グループ）までご連絡下さい。  
(67-7217)

※1世帯につき年1回のみ、軽トラック1車分までとなります。

## 生ごみ処理機等購入費補助制度

### ●家庭用生ごみ処理機

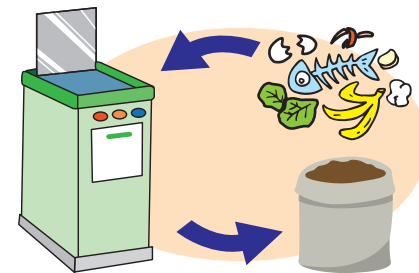
町内の各家庭から排出される生ごみの減量化及び焼却の効率化、堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入する方に補助金を交付しますので、購入される方は住民課（環境グループ）に申請して下さい。（67-7217）

※町内の販売店で購入された方に限ります。

種類	補助率	補助限度額	その他
コンポスト		¥3,000	1世帯につき1台まで/年度
E M 容器	本体価格の1/2	¥3,000	1世帯につき2台まで/年度
電気式生ごみ処理機		¥20,000	1世帯につき1台まで/年度

### ●事業系生ごみ処理機

町内で事業を営み、処理能力が日量10kg以上の事業系生ごみ処理機を購入する場合には補助金が交付されますので、購入する前に住民課（環境グループ）に申請して下さい。



種類	補助率	補助限度額	その他
事業系生ごみ処理機	本体価格の1/3	¥2,000,000	